

# 社会福祉施設等災害復旧費等の国庫補助の取扱い等について

(最終改正：令和6年7月19日)

- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（厚生労働省所管）
- ・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金（厚生労働省所管）
- ・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金（こども家庭庁所管）

厚生労働省関東信越厚生局  
健康福祉部 健康福祉課

# 目次

1.	補助金の概要	
(1)	補助対象施設等	P 2
(2)	補助対象経費	P 11
(注意1)	火災保険収入等がある場合	P 18
(3)	交付までの流れ	P 19
(注意2)	復旧前の被災状況の保存について	P 20
2.	実地調査	
(1)	実地調査の概要	P 22
(2)	実地調査の流れ（イメージ）	P 23
(3)	実地調査の説明時の留意点	P 24
(4)	災害査定（実地調査）の会議室のイメージ	P 29
(注意3)	過去の実地調査における指摘事例	P 30
3.	自治体職員向け留意事項	
(1)	根拠規定等	P 32
(2)	スケジュール調整の確認点	P 35
(3)	協議時の提出資料	P 36
(4)	その他	P 37

# 1. 補助金の概要 (1) 補助対象施設等\_1/4

## 補助の概要

地震や台風、豪雨等の自然災害（※1）により社会福祉施設等が被災した場合、建物などを復旧（※2）するための費用について、国がその一部を補助する制度です。

（※1）平均風速15m以上、24時間雨量が80mm以上等の条件があります。

（※2）原則、原形復旧（被災施設と形状・寸法・材質・位置の等しいもの）

## 対象施設等

- 補助の対象となる法人の種類や相談・申請先は施設の種類により異なるため、別表1から別表3を確認してください。
- なお、補助の対象は、施設等の所有者かつ当該事業を行っている法人等となります。（一部の施設を除き、賃貸借の施設等は対象になりません。）

## 補助率

- 補助率は基本的には対象経費の4分の3もしくは3分の2になります。（自治体・国の補助を合わせた率）
- 施設の種類により異なり、また、公害防止対策事業として事業を行う場合等によっても異なるため、詳細は各自治体に確認してください。

# 1. 補助金の概要 (1) 補助対象施設等\_2/4

## 補助対象となる限度額

- 復旧費が80万円未満(※1、2)の場合は、補助対象外となります。
- 査定の結果、国庫補助基本額(※3)が80万円未満(※1、2)の場合も補助対象外になります。

(※1) 感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及び畜場は、40万円未満の場合が補助対象外となります。

(※2) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに保育所は、30万円未満の場合が補助対象外となります。

(※3) 「①総事業費一寄付金等の額」、「②対象経費の実支出（予定）額」、「③基準額（査定額）」のうち、最も低い額が国庫補助基本額となります。

## 複合施設の取扱い

- 複合施設の場合(※1)、共用部分に係る復旧費を施設ごとに按分(※2)した上で協議額を算出する必要があります。

(※1) 施設を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設をいう。例えば、特別養護老人ホームの建物内で老人短期入所施設を運営している、児童厚生施設の建物内で放課後児童クラブを運営している等。

(※2) 按分方法は、面積や定員等、各施設の実情に応じて適宜行ってください。ただし、認定こども園の学校教育部分と保育所機能部分（保育実施部分）に係る按分は、以下の事務連絡を準用してください。

- 幼稚園型認定こども園に係る按分方法 : 認定こども園に係る災害復旧事業に係る費用補助等の取扱いについて（平成29年2月21日雇児保発0221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- 幼保連携型認定こども園に係る按分方法 : 幼保連携型認定こども園における災害復旧事業の補助額の算定方法について（平成31年3月29日付け事務連絡）

# 1. 補助金の概要 (1) 補助対象施設等\_3/4

## 複合施設の限度額の取扱い

- こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（複合施設）<sup>(※3)</sup>については、復旧費の合計額が限度額（80万円）を超える場合に補助対象になります<sup>(※4)</sup>。

(※3) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年7月20日付こ成事第349号）に定める施設及び社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号）に定める施設を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設。

(※4) この限度額の取扱いは、申請者が同一である場合に限ります。また、複合施設内の事業種別ごとの所管省庁（こども家庭庁・厚生労働省）が異なる場合であっても差し支えありません。

# 1. 補助金の概要 (1) 補助対象施設等\_4/4

## 複合施設の限度額の取扱い

事例 1



複合施設の復旧費：120万円  
複合施設の限度額：80万円

⇒ 複合施設として補助対象となる。

事例 2

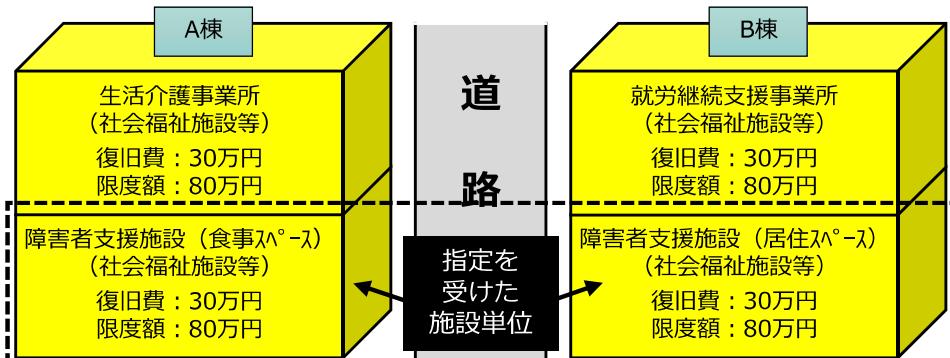


複合施設の復旧費：70万円  
複合施設の限度額：80万円

⇒ 市町村保健センター（保健衛生施設等）は限度額（80万円）を超えないため、補助対象外となる。

⇒ 複合施設としては限度額（80万円）を超えないため補助対象外となるが、幼保連携型認定こども園（児童福祉施設）は、限度額（30万円）を満たすことから単独で補助対象となる。

事例 3



複合施設の復旧費：120万円  
複合施設の限度額：80万円

都道府県知事等から指定を受けた施設単位の機能が別建物に分かれており、単独機能のみでは施設として行うべきサービス提供を果たせない場合等については、機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものである。

上記の図の破線で囲む施設は、単独機能（食事・居住）ではサービス提供ができないことから機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものとして取扱う。また、A棟及びB棟の施設は、破線で囲む施設（機能的に同一敷地内とみなされる施設）を介して一体の複合施設となる。

⇒ 複合施設として補助対象となる。

### ○留意事項

- ・ 対象となる事業種別に制限はない。
- ・ 距離的な制限は無く、道路（公道、私道の別を問わない）を隔てていても差し支えない。

# (別表1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 対象施設一覧\_1/2

施設の種類	対象法人	相談・申請先(※5)
保護施設（救護施設、更生施設、宿所提供的施設、授産施設）	社会福祉法人、日本赤十字社	都道府県、指定都市、中核市
社会事業授産施設、地域福祉センター	社会福祉法人	
隣保館、生活館、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、へき地保健福祉館(※1)	- (公立のみ)	都道府県
介護福祉士等養成施設	社会福祉法人	都道府県、指定都市
障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。）、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム	社会福祉法人等(※2)	
障害者支援施設	固定資産税を課されない法人(※3)	
補装具製作施設、視聴覚障害情報提供施設、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター	社会福祉法人	
盲導犬訓練施設	社会福祉法人、社団法人、財団法人	都道府県、指定都市、中核市
日常生活支援住居施設	社会福祉法人等(※2)	
老人デイサービスセンター（民間法人の場合、認知症デイサービスセンターに限る。）、老人短期入所施設（民間法人の場合、緊急ショートステイに限る。）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉法人、民間法人(※4)	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型・B型）、老人福祉センター(※1)、老人福祉施設付設作業所、在宅複合型施設	社会福祉法人	

## (別表1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 対象施設一覧\_2/2

施設の種類	対象法人	相談・申請先（※5）
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※1）、生活支援ハウス、介護老人保健施設、介護医療院	社会福祉法人、医療法人、その他厚生労働大臣が認めた者	都道府県、指定都市、中核市
訪問看護ステーション	社会福祉法人、医療法人、非営利法人	
女性自立支援施設	社会福祉法人	都道府県
女性相談支援センター、一時保護所	-（公立のみ）	都道府県、指定都市

（※1）当該施設については、施設と一体的な設備は補助対象外。

（※2）社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人、NPO法人、営利法人等をいう。

（※3）地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人等。医療法人を除く。）

（※4）営利法人、医療法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人、NPO法人等（法人の種別は問わない。）をいう。

（※5）「相談・申請先」は、私立の施設が被災した場合について記載している。公立の施設が被災した場合、「相談・申請先」に記載の自治体は厚生省に相談等をし、それ以外の自治体は都道府県に相談等をすること。

## (別表2) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 対象施設一覧

施設の種類	対象法人	相談・申請先（※2）
保健衛生施設 (感染症指定医療機関、健康増進センター、保健所、健康科学センター、市町村保健センター、農村健診センター、難病相談・支援センター、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、地方衛生研究所)		
原爆医療等施設 (原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療機関、原爆被爆者健康管理施設、放射線影響研究所)	社会福祉法人等（※1）	都道府県、指定都市、中核市
精神保健等施設 (精神科病院、精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、精神科救急医療センター、精神保健福祉士養成施設、老人性認知症疾患治療病棟、老人性認知症疾患療養病棟、老人認知症疾患デイ・ケア施設)		
エイズ・結核治療施設 (結核患者収容モデル病室、エイズ治療モデル施設、エイズ治療個室等の施設(エイズ拠点病院)、結核研究所、多剤耐性結核専門医療機関)		
その他 (食肉衛生研究所、医薬分業推進支援センター、血漿分画センター、血漿採漿センター、抗毒素製造施設、火葬場、と畜場)	日本赤十字社・営利法人	

(※1) 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、財団法人等をいう。

(※2) 「相談・申請先」は、私立の施設が被災した場合について記載している。公立の施設が被災した場合、「相談・申請先」に記載の自治体は厚生省に相談等をし、それ以外の自治体は都道府県に相談等をすること。

## (別表3) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金 対象施設一覧\_1/2

施設の種類	対象法人	相談・申請先(※4)
助産施設、母子生活支援施設	社会福祉法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター		都道府県、指定都市、児童相談所設置市
障害児入所施設	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
保育所	児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
児童厚生施設	社会福祉法人、社団法人、財団法人	都道府県、指定都市、中核市
幼保連携型認定こども園（保育実施部分）	認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者	都道府県
幼保連携型認定こども園（学校教育部分）		
児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、社会的養護自立支援拠点事業所	社会福祉法人等(※1)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11項第1項に基づき事業を実施する社会福祉法人等(※1)	都道府県、指定都市、中核市
子育て短期支援事業所、一時預かり事業所、児童育成支援拠点事業所、こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業を行う施設	社会福祉法人等(※1)	
小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者	

## (別表3) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金 対象施設一覧\_2/2

施設の種類	対象法人	相談・申請先(※4)
幼稚園型認定こども園(保育所機能部分)(※2)	認定こども園法第3条第1項に基づき認可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市
幼稚園型認定こども園(学校教育部分)		都道府県
利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく事業を実施する社会福祉法人等(※1)	都道府県、指定都市、中核市
産後ケア事業を行う施設	社会福祉法人等(※1)	
子育て支援のための拠点施設(社会福祉法人、社団法人、財団法人は放課後児童クラブに限る。)	社会福祉法人、社団法人、財団法人等	
児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、妊産婦等生活援助事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	社会福祉法人等(※1)	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
母子・父子福祉センター(※3)、母子・父子休養ホーム(※3)	社会福祉法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人	都道府県、指定都市、中核市
児童相談所及び一時保護施設、職員養成施設、こども家庭センター、特例保育施設、心身障害児総合通園センター	- (公立のみ)	- (※5)

(※1) 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人、NPO法人、営利法人等をいう。

(※2) 学校教育部分と保育所機能部分の定員合計が20人以上の場合に限る(学校教育部分と施設が一体的である場合を除く)。

(※3) 当該施設については、施設と一体的な設備は補助対象外。

(※4) 「相談・申請先」は、私立の施設が被災した場合について記載している。公立の施設が被災した場合、「相談・申請先」に記載の自治体は厚生省に相談等をし、それ以外の自治体は都道府県に相談等をすること。

(※5) 直接補助の場合は厚生省、間接補助の場合は都道府県となる。

# 1. 補助金の概要\_（2）補助対象経費\_1/7

## ①社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

### 補助の対象となる費用

- 建物および建物付属設備の復旧費用

### 補助の対象とならない費用

- 借用土地及び借用施設の復旧に要する費用
- 土地（敷地、野外運動場など。以下同じ。）の整地・買収に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を復旧することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- 職員の宿舎に要する費用
- 建物に付属していない設備、消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両、医療機器
- 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- 原形復旧の範囲を超えた費用（詳細はP15）
- その他適用除外項目に該当するもの（詳細はP16）

# 1. 補助金の概要\_（2）補助対象経費\_2/7

## ②保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

### 補助の対象となる費用

- 建物および建物付属設備の復旧費用

### 補助の対象とならない費用

- 借用土地及び借用施設の復旧に要する費用
- 土地の整地・買収に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- 健康科学センター、食肉衛生検査所、地方公共団体が設置する火葬場、地方公共団体が設置する畜場に係る門、柵、塀に要する費用
- 建物に付属していない設備、消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両、医療機器
- 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- 原形復旧の範囲を超えた費用（詳細はP15）
- その他適用除外項目に該当するもの（詳細はP16）

# 1. 補助金の概要\_（2）補助対象経費\_3/7

## ③児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金\_1/2

### 補助の対象となる費用（認定こども園以外）

- 建物および建物付属設備の復旧費用

### 補助の対象とならない費用（認定こども園以外）

- 借用土地及び借用施設の復旧に要する費用
- 土地の整地・買収に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を復旧することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- 職員の宿舎に要する費用
- 外構（門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等。以下同じ。）の整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- 建物に付属していない設備、消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両、医療機器
- 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- 原形復旧の範囲を超えた費用（詳細はP15）
- その他適用除外項目に該当するもの（詳細はP16）

# 1. 補助金の概要\_（2）補助対象経費\_4/7

## ③児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金\_2/2

### 補助の対象となる費用（認定こども園）

- ・ 建物および建物付属設備の復旧費用
  - ・ 借用土地及び借用施設の復旧に要する費用（学校教育部分）
  - ・ 降灰の収集、運搬及び処分に要する費用（学校教育部分）
  - ・ 建物以外の工作物、土地、設備（教材、教具、校具等）の復旧費用（※）
- （※）「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日文部科学大臣裁定）、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査に関する申し合わせ事項について」（昭和59年9月7日付け59教施第23号）に定める定義を参照してください。
- ・ 教員住宅の復旧費用

### 補助の対象とならない費用（認定こども園）

- ・ 借用土地及び借用施設の復旧に要する費用（保育実施部分・保育所機能部分。）
- ・ 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を復旧することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- ・ 原形復旧の範囲を超えた費用（詳細はP15）
- ・ その他適用除外項目に該当するもの（詳細はP16）

# 1. 補助金の概要 (2) 補助対象経費\_5/7

## 原形復旧とは

- 復旧費は、原形に復旧するものとして算出することを原則とします。例えば、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、補助対象として認められません。（原形復旧として認められた額に自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことは可能です。）
- 原形に復旧するとは、「被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること。」をいいます。

(※1) 官庁建物等災害復旧費実地調査要領第6

(※2) 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領第8

「調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。」

- 原形復旧を行うことができない場合には、以下のような資料の提出を求めることになります。

### 【原形復旧を行うことができない場合に必要な資料（例）】

#### ○ 建物の場合

- 被災部分の範囲と工事の関係がわかる資料（例：壁に縦10cm、横5cmのクラックができた場合  
その範囲が撮影されている写真、被害範囲を記載した図面、見積書の当該工事部分など）

#### ○ 建物付属設備の場合

- 使用不能となったことを証明する資料。
- 被災前の旧スペックがわかる資料（←被災前と復旧後のスペックの比較が必要なため）

# 1. 補助金の概要 (2) 補助対象経費\_6/7

## 適用除外項目とは

- 以下に該当する場合、補助対象にはなりません。
  - 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
  - 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害に係るもの。
  - 災害復旧事業以外の施設整備に係る事業の施行中に生じた災害に係るもの。
  - 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

当該年度に整備計画があるもの。

建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

- 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。

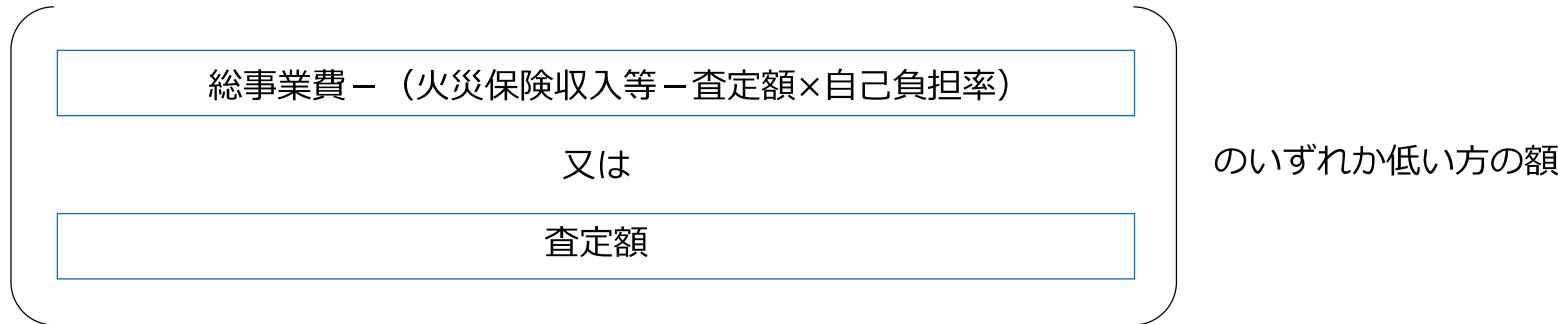
# 1. 補助金の概要 (2) 補助対象経費\_7/7

## 諸経費等の上限

- 工事に係る諸経費（現場管理費・一般管理費）の額は、以下の場合を除き、「直接工事費+共通仮設費」の15%を上限としています。
  - 認定こども園に係る土地の復旧：公共土木施設災害復旧工事に使用する率
  - 設備の復旧：0% ※設備は認定こども園のみ対象。
- また、工事事務費は2.6%を上限としています（認定こども園の学校教育部分では、事務費として1/100を上限としています）。

## (注意①) 火災保険収入等がある場合

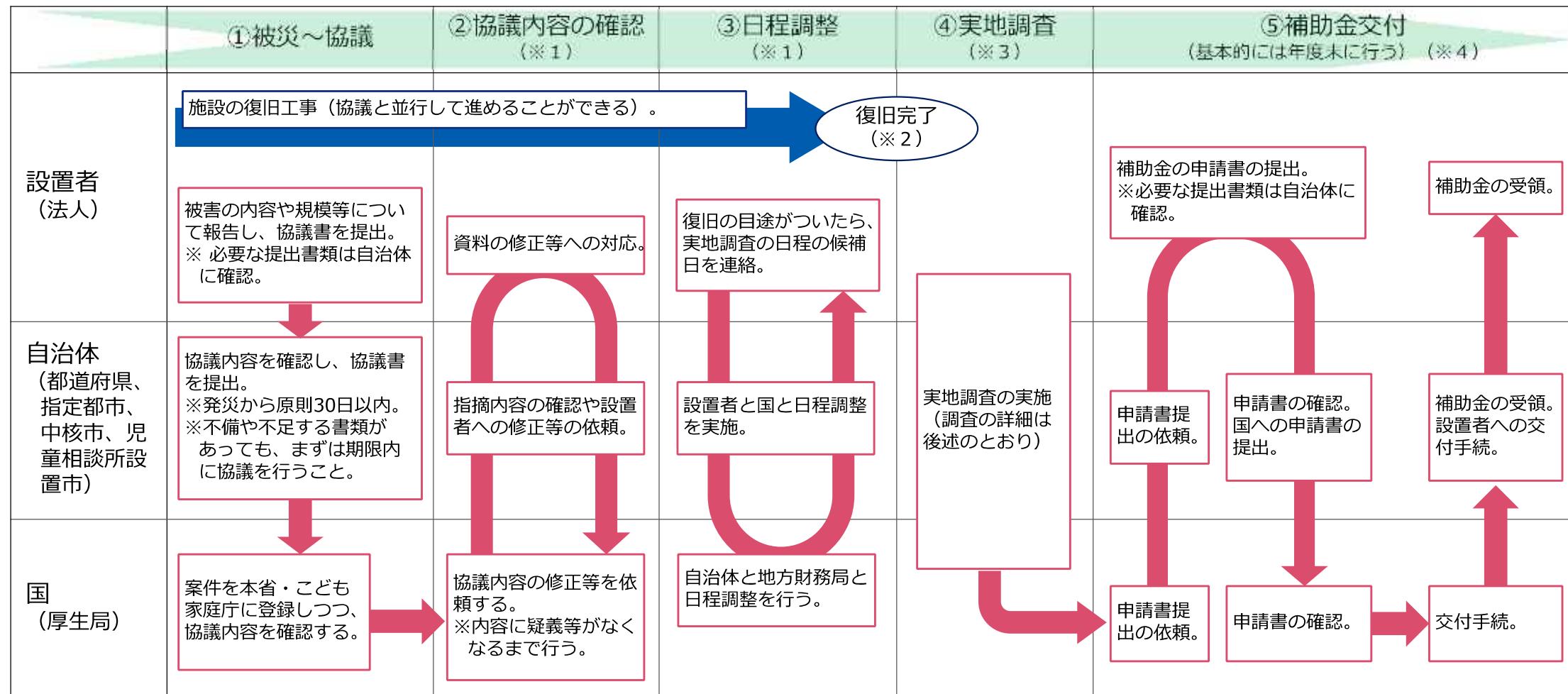
- 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等（保険のほか、共済等の名称のものも含まれる。以下「火災保険収入等」という。）がある又は得る予定の施設の場合、国庫補助基本額は、次のいずれか低い方の額となります。



- 例年、火災保険収入等があることを自治体に報告せず、補助金の交付を過大に受け、後に返還が必要になるケースがあります。火災保険収入等がある場合、必ずその旨を自治体に報告してください。
- なお、災害復旧費の交付決定までに保険金額が決定しない場合は、査定額で交付決定を行い、交付額の確定の際に上記の算定方法により国庫補助基本額を決定することになります（精算交付の場合、査定額で交付決定及び確定を行い、保険金額の決定後に再確定をすることになります）。

# 1. 補助金の概要 (3) 交付までの流れ

以下は補助金の交付までの大まかな流れです。④の時期については施設の復旧予定等に応じて調整するため、具体的な進め方は各自治体にご相談・ご確認をお願いします。



(\*1) 協議から実地調査までは概ね2か月程度を要し、また、他の施設の実地調査等の対応状況によっては3か月以上を要する場合もあります。

(\*2) 上記では復旧後に調査を行うこととしていますが、復旧前に実地調査を行う場合もあります。

(\*3) 実地調査から交付決定までの期間を考慮すると、原則、実地調査は12月中に終える必要があります。

(\*4) 補助金の交付決定は、原則、復旧工事が完了した年度中に行う必要があります。

## (注意②) 復旧前の被災状況の保存について\_1/2

- 被災施設については、災害査定を待たず復旧可能ですが、被災状況の写真は、災害復旧事業の実地調査（災害査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分が明確にわかり、実地調査（災害査定）時に説明ができるよう、複数の角度から撮影するなど、写真を念入りに撮っておくことが必要になります。以下の例も踏まえ、写真の撮影をお願いします。

（例1）被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなどで、被害内容・規模を明確にする。

（例2）ガラスが100枚割れていれば、その被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておく。

（例3）豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意する。

具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることがある。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

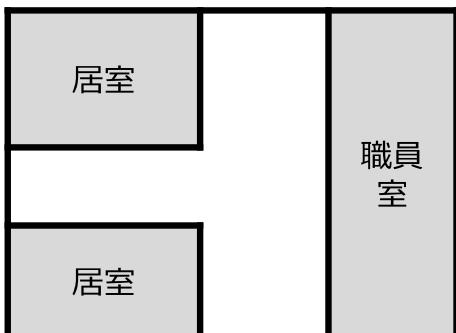
（例4）エレベーター設備など、設備の故障の場合には、故障を証明できるようにする。（説明の関係団体に、故障した証明をもらうなど）

## (注意②) 復旧前の被災状況の保存について\_2/2

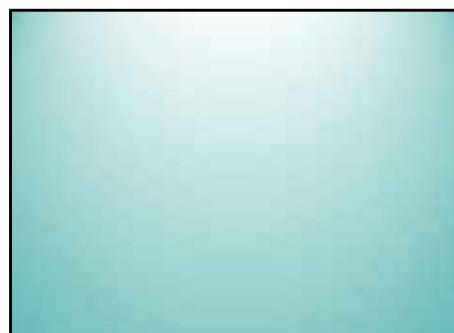
- 写真を協議資料にまとめる際は、図面のどの箇所をどの方向から撮影したものがどの写真かが分かるようになるとともに、写真の被災箇所について、文章や図形（○など）を用いて補足してください。

修正を要する資料（イメージ）

（図面）

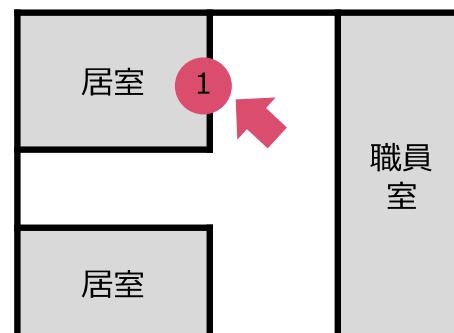


（写真）

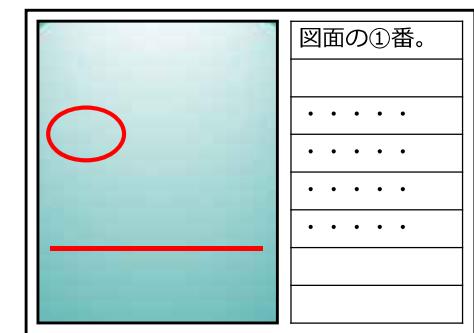


適切な資料（イメージ）

（図面）



（写真）



- 図面や写真をそのまま提出。

⇒ 施設のどここの箇所の被害かが分からぬ。

⇒ 浸水の跡が見えにくいなど、どのような被害が生じたのかが分かりにくく。

- 図面や写真をWordやPowerPointに貼り、矢印等でどこをどの箇所から撮った写真かを明示。
- 文章や図形を用いて、写真で説明したい被災の内容（浸水跡やひび割れの場所等）について補足する。

## 2. 実地調査 (1) 実地調査の概要

- 災害復旧費は、財務省で定める「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づき、原則<sup>(※)</sup>、復旧した現地に、査定官（厚生労働省地方厚生局）及び立会官（財務省地方財務局）が伺い、災害査定を行い、査定結果として認めた復旧事業費を上限として国庫補助を実施することになります。  
(※) 国庫補助の協議額が200万円未満の場合や、現地での調査が困難であるやむを得ない場合は、現地での調査を省略し、自治体の会議室等において机上で調査を行うこともあります。
- このため、施設設置者は、自治体を通して国（厚生局・財務局）と、実地調査の受入れをする日の日程調整を行う必要があります。実地調査の流れは次頁のとおりですが、現地で査定作業を行うため、会議室の確保をお願いすることになります。
- 基本的には1件の調査に半日程度を要しますが、被害の規模等によって異なるため、日程は個別のケースごとに調整することになります。

## 2. 実地調査 (2) 実地調査の流れ(イメージ)

実地調査は、以下のようなイメージで進められます。なお、以下はあくまで一例で、実際の所要時間や進め方は個別の事案ごとに決めることがあります。

### ① 実地調査開始時

地方厚生局（地方財務局）からの挨拶 → 申請者等の挨拶 → 施設などの所在地における災害の状況（自治体から、管内の被害の状況やその根拠の説明）

### ② 被災した施設の被害状況や原因の説明・質疑

申請者からの説明（30分程度） → 査定官等からの質疑（30分程度）

### ③ 復旧方針の確定

### ④ 工事内容・費用の説明

申請者からの説明（30分程度） → 査定官等からの質疑（30分程度）

### ⑤ 査定内容の決定

申請者・関係者は退席させ、査定官と立会官とで査定内容を決定（15分程度）

### ⑥ 査定内容の通告・朱入れ指示

申請者・関係者を入室させ、査定内容を伝え、朱入れ作業を指示（15分程度）

※ ②～④の前後に、復旧工事を終えた該当箇所の確認を行います。

## 2. 実地調査 (3) 実地調査の説明時の留意点\_1/5

②被災した施設の被害状況や原因の説明・質疑 → ③復旧方針の確定の流れ（詳細）

- 被災の状況、施設の被害事実、災害と施設被害の関係について、図面や設計書、写真等により概況を説明いただき、復旧方針（※）を確定させます。  
(※) 復旧方針・・・「原形復旧」、「原形復旧不可能」、「原形復旧困難」、「原形復旧不適当」
- 説明に当たっては、以下の流れを意識した説明をお願いします。
  - 災害復旧費は 災害（A）→被害（B）→復旧（C） の関連性があるものに対して補助します。
  - まず、申請に係る災害の説明をお願いします。規模等により、当該申請が「（A）災害が原因」であることの認定をします。
  - 次に、認定された災害による被害の説明をお願いします。施設の被害状況等により、当該被害が「（B）災害による被害」であることの認定をします。
  - 次に、認定された被害を踏まえた「（C）復旧工事内容」の説明をお願いします。
- A→B→Cの関連性を主眼として、査定官等から内容のヒアリングを行い、「復旧方針」により査定を行います。

## 2. 実地調査 (3) 実地調査の説明時の留意点\_2/5

②被災した施設の被害状況や原因の説明・質疑 → ③復旧方針の確定の流れ（例1）

（例1）風災害の場合

- A 災害（台風〇〇号により平均風速20メートルの風が南東より吹いた）
- B 被害（建物の南東の屋根が剥がれた）
- C 復旧（南東部分の剥がれた屋根を修繕）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明

⇒台風〇〇号により平均風速20メートルの風が吹いた

☞A「台風〇〇が原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明

⇒（南東からの平均風速20メートルの風で）建物の南東部分の屋根が剥がれた

☞B「災害（台風〇〇号）による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明

⇒南東部分の剥がれた屋根を修繕

⇒査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定

⇒Cの確認

「災害（南東より平均風速20メートルの風）→被害（南東部分の屋根が剥がれ）→（復旧）当該部分の屋根を修繕」には関連性がある。

## 2. 実地調査 (3) 実地調査の説明時の留意点\_3/5

②被災した施設の被害状況や原因の説明・質疑 → ③復旧方針の確定の流れ（例2）

(例2) 水災害の場合

- A 災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した）
- B 被害（水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）
- C 復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理した。）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明

⇒24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没した

☞A「24時間雨量200mmが原因」の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明

⇒水没により、建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障

☞B「災害（24時間雨量200mm）による被害」の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明

→故障したエレベーターの1階部分を修理

→査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定

⇒Cの確認

「災害（24時間雨量200mmが原因で川が増水し、一帯が水没）→被害（水没により建物も床上浸水（1m）し、エレベーターの1階部分が故障）→復旧（故障したエレベーターの1階部分を修理）」には、関連性がある。

## 2. 実地調査 (3) 実地調査の説明時の留意点\_4/5

②被災した施設の被害状況や原因の説明・質疑 → ③復旧方針の確定の流れ（例3）

（例3）地震災害の場合

- A 災害（○○県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、○○市においても震度6強を観測した）
- B 被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った）
- C 復旧（壁筋交いに生じたひびを修理した）

区分1 A ・申請にかかる災害の説明

⇒○○県沖でマグニチュード6.5、震源の深さ15kmの地震が発生し、○○市においても震度6強を観測した

☞A（震度6強の地震が原因）の認定

区分2 B ・認定された災害による被害の説明

⇒地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った

☞B（災害（震度6強の地震）による被害）の認定

区分3 C ・認定された被害を踏まえた復旧工事内容の説明

→壁筋交いに生じたひびを修理

⇒査定官より示された「復旧方針」（原形復旧）により査定

⇒Cの確認

「災害（○○市において震度6強の地震）→被害（地震の影響により、建物の壁筋交いに20cm程度のひびが入った）→復旧（壁筋交いに生じたひびを修理）には、関連性がある。」

## 2. 実地調査 (3) 実地調査の説明時の留意点\_5/5

### ④ 工事内容・費用の説明・質疑（詳細）

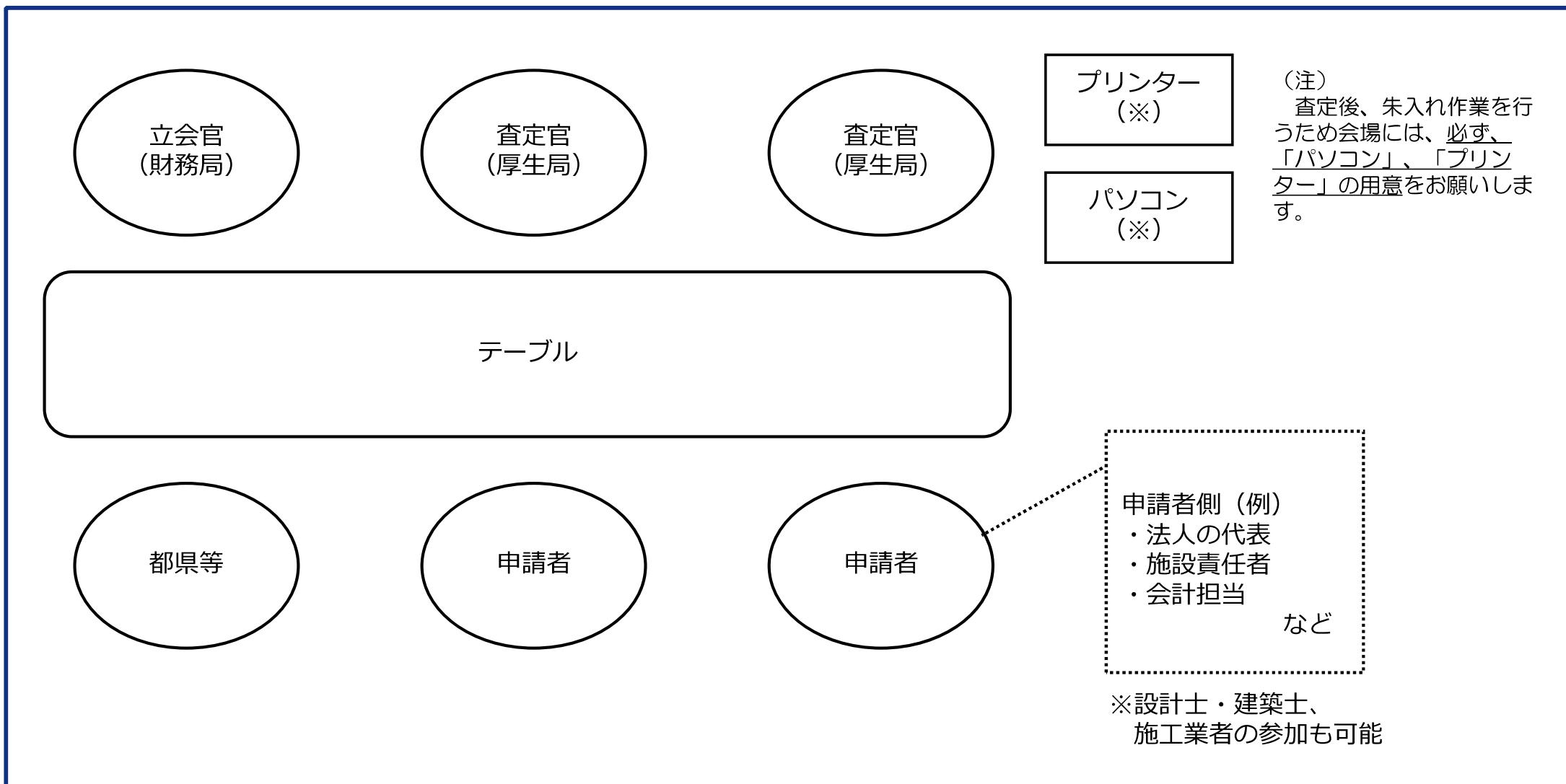
- 申請者から、工事内容（施工方法・範囲）と被害との関係や費用の算出根拠を説明します。
- 説明に対して、査定官や立会官より、老朽化との関連などについての質問を行います。  
(※) 専門的な説明が必要なため、設計士・建築士など説明できる方や、施工業者等の立会・同席も可能です。

#### 【(参考) 調査にあたり、必要となる資料の一例】

- 災害復旧費協議書
    - 災害発生原因や程度（震度など）がわかる資料
    - 当該施設の図面、被災写真
- ※例えば、配置図面に被災した場所をマークする等をしていただくと、進行がスムーズです。
- 復旧費の積算根拠（見積書など）
  - 設備を入れ替える場合は、修理不能を示す書類

## 2. 実地調査 (4) 災害査定(実地調査)の会議室のイメージ

実地調査の会議室での配置は、適宜、施設設置者が設定して差し支えありませんが、一例としては、以下のような配置が考えられます。



## (注意③) 過去の実地調査における指摘事例\_1/2

過去の実地調査で、以下のように調査が滞った事例がありました。同様の事例が生じないようにして下さい。

### 1) 査定当日に調査金額や調査内容が変更となった事例

⇒ 当日査定が終了しない場合もありますので、当日の差し替えはできません。

### 2) 査定当日に複合施設であったことが判明した事例

⇒ 例えば、1つの建物に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設が入っている場合で、被害が全ての施設に及んでいる場合は、補助率等の関係から、3つの施設に協議金額を按分することになります。

⇒ 当日に複合施設だと判明すると、按分に時間がかかることから当日査定が終了しない場合もありますので、複合施設での申請になるとわかった時点でご連絡いただくとともに、施設ごとに按分した資料をご提出下さい。

### 3) 説明資料（建物の被害が災害によるものとわかる資料）が不足していた事例

- ① 台風通過当日の該当施設周辺の気象データがなく、口頭での説明のみの事例がありましたが、説明の際は、気象データを示して下さい。
- ② 施設の直近の観測所データだけで説明をした事例がありましたが、説明の際は、被害施設を囲む複数の観測所のデータを示して下さい。
- ③ 建物の被害が災害によるものかどうか、不明確な事例がありましたが、説明の際は、例えば、台風の風が南からの風だったため、南側の屋根が壊れた等、災害での被害だと分かるよう説明をお願いします。
- ④ 被害状況が分かる写真が不足しており、当日、被害状況の確認ににかなりの時間がとられた事例がありましたので、事前に、写真等被害を説明できる資料の準備をお願いします。

## (注意③) 過去の実地調査における指摘事例\_2/2

### 4) 説明資料（建物の被害と工事内容との整合性）が不足していた事例

#### ① 被害は壁の一部で工事は壁一面としているが、壁一面で工事を行う理由が不明確な事例

⇒ 被害の範囲と工事範囲の整合性がとれているか確認をお願いします。

⇒ 災害復旧事業においては原形復旧が基本であるため、説明の際は、被害は壁の一部であるが、工事は壁一面で行わなければならぬ理由のご説明をお願いします。

#### ② 例えば、南からの風の被害で、南側の壁だけでなく、東西南北の全ての壁を工事している理由が不明確な事例

⇒ 南からの風で全ての壁が被害を受ける理由について、ご説明をお願いします。

⇒ 又は、建物の構造上や工事の問題から、全ての壁を工事しなければならない理由についてご説明をお願いします。

#### ③ 例えば、ボイラーを交換しているが、修理不能かどうか不明確な事例

⇒ 修理が可能であれば修理を行っていただくのが原則ですので、設備等の交換を行っている場合には、修理不能であることがわかる資料（製造メーカーの修理不能証明書等）を示して、ご説明下さい。

### 3. 自治体職員向け留意事項 (1) 根拠規定等\_1/3

災害復旧費に係る主な根拠規定等は以下のとおりとなります。

#### 1. 交付要綱

- ・ 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号）
  - ・ 保健衛生施設等災害復旧費の国庫補助について（平成24年1月10日厚生労働省発健00110第7号）
  - ・ 児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について（令和5年7月20日こ成事349号）
- ※ 本資料では記載を割愛した各施設の詳細な補助率は、各交付要綱を確認してください。
- ※ 当該災害が、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）により激甚災害として指定された場合は、通常の交付要綱とは別の交付要綱が策定され、国の補助率に嵩上げがされます。

#### 2. 認定こども園の対象経費に関する通知

- ・ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日文部科学大臣裁定）
- ・ 文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査に関する申し合わせ事項について（昭和59年9月7日付け59教施第23号）

### 3. 自治体職員向け留意事項 (1) 根拠規定等\_2/3

#### 3. 事務手続に関する通知

- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について（平成21年2月13日社援発第0213003号等）
- ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について（平成25年12月16日健総発1216第2号）
- ・ 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について（令和5年6月20日こ成事333号）
- ・ 厚生労働省所管補助金等にかかる補助金等に係る寄付金その他の収入の取扱いについて（令和5年8月14日会発0814号第7号）
- ・ こども家庭庁所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて（令和5年8月16日こ総会第440号）

### 3. 自治体職員向け留意事項 (1) 根拠規定等\_3/3

#### 4. 実地調査の内容に関する通知

- ・ 厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日会発第0621第1号）
- ・ こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年5月28日こ成事第490号－2、こ支総第52号－2）
  - ※ 実地調査の基本的な取扱いが記載されています。
  - ※ 調査の対象となる「異常な天然現象により被害を受けた施設」の「異常な天然現象」の範囲は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和32年7月15日付建河発第351号）に準じて取扱うこととされています。
  - ※ 本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理することとされています。

### 3. 自治体職員向け留意事項 (2) スケジュール調整の確認点

- ・ 災害は年災（1月から12月）として取扱われること、1億円以上の災害については現地調査の後に本省協議が控えていること、また、国費の財源措置に一定の期間を必要とすることから、原則として12月中に災害査定（現地調査）を完了するよう財務本省から口頭指示が出されています。
- ・ 「1. 補助金の概要（3）交付までの流れ」のとおり、年度内に工事が完了する予定の場合、復旧前に実地調査を行うことも可能であるため、補助金交付のスケジュール等について、設置者とよく調整をしてください。

### 3. 自治体職員向け留意事項 (3) 協議時の提出資料

- 協議資料は、発災後30日以内に提出することを原則としています。
- その際に必要な資料は以下のとおりです。不足がある場合でも、まずは30日以内に準備ができた資料を提出するようお願いします。
- なお、被害の内容等によってはこれ以外の資料が必要になる場合があります。  
(例) 設備に係る修理不能証明、複合施設の場合の見積書の額の按分方法を記した資料 等

(基本的な提出資料)

- 各補助金の事務手続に係る通知の様式第1号（自治体の協議対象施設の一覧表）
- 各補助金の事務手續に係る通知の様式第2号（協議対象施設の個表）
- 災害の状況をまとめた資料（風速、降水量等の発生事実を気象庁の公表情報等から整理した資料）
- 協議対象の施設の図面・被害状況に係る写真
- 工事業者等による見積書（3社分）（※1、2）
  - （※1）見積書の取得に当たっては、どのような作業を何箇行うのか、どのような資材を何個使用するのか等の詳細まで分かるものを取得してください（「●●1式」など、詳細が不明な積算については、基本的にその内訳を確認することになります）。
  - （※2）土地の復旧に要する費用は工事業者の見積ではなく、公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛り、単価（校庭、コート類については「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛り）により積算する必要があります。

### 3. 自治体職員向け留意事項 (4) その他

#### 協議書の確認点

- ・自治体では、設置者からの協議について、「1. 補助金の概要」及び「2. 実地調査」に記載している事項が守られているかどうかを確認してください。
- ・特に、(注意①)から(注意③)の点に瑕疵がないかは入念に確認してください。
- ・原形復旧困難・原形復旧不適当のケースの場合は、事前によく調整を行うことになるので、ご留意ください。
- ・なお、自治体が設置者である場合も、前述の「1. 補助金の概要」及び「2. 実地調査」の取扱いは同じです。

#### 補助金の交付時期

- ・補助金の交付は、本省において、予算措置があり次第となるので、査定が完了した時期に関わらず、基本的には年度末に行うことになります。
- ・地方厚生局から都県等への連絡をするので、連絡があり次第、「交付申請書（工事が終わっていない場合）」又は「交付申請並びに事業実績報告書（工事が終わっている場合）」を地方厚生局宛てに提出することになります。